



2025 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名 H P C シ ス テ ム ズ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 小 野 鉄 平
(コード番号：6597 東証グロース)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 下 川 健 司
(TEL. 03-5446-5530)

当社の取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の詳細決定及び 第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 8 月 28 日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員（委任型）（国内非居住者を除きます。以下、「取締役等」といい、断りのない限り同様とします。）を対象とした新たな業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を 2025 年 9 月 29 日開催の第 20 回定時株主総会においてご承認頂きました。

本日開催の取締役会において、本制度の詳細を決定するとともに、本制度導入に伴う第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本信託の詳細

①名称	役員向け株式給付信託
②委託者	当社
③受託者	株式会社りそな銀行 株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
④受益者	取締役等のうち、株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
⑤信託管理人	当社と利害関係を有しない第三者
⑥信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
⑦本信託契約の締結日	2026 年 2 月 16 日（予定）
⑧金銭を信託する日	2026 年 2 月 16 日（予定）
⑨信託の期間	2026 年 2 月 16 日（予定）から本信託が終了するまで （特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。）

２．第三者割当による自己株式の処分（本信託の設定時における当社株式の取得内容）

（１）処分の概要

本信託の設定時における当社株式の取得は、当社の自己株式処分を引き受ける方法（以下、「本自己株式処分」といいます。）により取得する予定です。処分価額、処分総額等の詳細は決定次第、改めて開示いたします。

（１）処分期日	2026年2月16日（予定）
（２）処分株式の種類及び数	当社普通株式 50,000株
（３）処分価額	未定※
（４）処分総額	未定※
（５）処分先	株式会社日本カストディ銀行（信託口）
（６）その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出いたします。

※処分価額は、本自己株式処分の処分価額決定に係る当社取締役会（2026年1月29日予定）における決議日の前営業日の東京証券取引所での当社株式の終値（当該日に売買がない場合は、当該日から遡った直近取引日の終値）とする予定です。また、処分総額は、処分価額決定後に処分株数を乗じて算出いたします。

（２）処分の目的及び理由

当社は、2025年8月28日開催の取締役会において、本制度を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を2025年9月29日開催の第20回定時株主総会においてご承認頂きました。（本制度の概要につきましては、2025年8月28日付「当社の取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。）

本自己株式処分は、本制度導入のため、本信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託口）に対し、第三者割当により自己株式を処分するものです。

処分数量につきましては、本制度の導入に際し当社が制定した株式給付規程に基づき、5事業年度中に付与すると見込まれる株式の総数に相当するものであり、2025年6月30日現在の発行済株式総数4,367,000株に対し、1.14%（2025年6月30日現在の総議決権個数41,393個に対する割合1.21%。いずれも小数点以下第3位を四捨五入）となります。当社としましては、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

（３）処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、2026年1月29日（予定）開催の取締役会で決定の上、お知らせいたします。

（４）企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上